

令和8年度「奄美・沖縄」観光交流連携事業  
メディア及びイベントを活用したプロモーション  
企画公募型コンペティション 仕様書

令和8年5月

鹿児島県・沖縄県

## 1 事業背景及び目的

鹿児島県及び沖縄県にまたがる「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」（以下、「奄美・沖縄」という。）の4地域は、世界的に見ても貴重な生物多様性が評価され、令和3年7月に世界自然遺産に登録された。

鹿児島県と沖縄県では、平成27年度から連携して、WEBサイト「時を紡ぐ、彩りの島奄美・沖縄」（以下、「奄美・沖縄」WEBサイト）という）等によって、各地域の魅力について情報発信してきた。

本事業では、インフルエンサーを活用した誘客プロモーション、効果的な媒体を活用した情報発信及びツーリズムEXPOジャパン2026への出展を行うことで世界自然遺産奄美・沖縄地域の魅力を発信し、誘客促進を図る。

なお、本事業は、奄美群島航空・航路運賃軽減協議会（事務局：鹿児島県）が観光かごしま大キャンペーン推進協議会（事務局：公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下、「大キャン」という。）に、沖縄県が一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下、「OCVB」という。）に、それぞれ委託して共同で取り組む「奄美・沖縄」観光交流連携事業により実施する。

## 2 業務概要

レスポンシブルツーリズムの考えの下、インフルエンサーを活用した誘客プロモーション、「ツーリズムEXPOジャパン2026」への出展、効果的な広告展開を実施することで、「奄美・沖縄」の認知度向上及び誘客促進を図る。

## 3 業務委託内容

委託業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) インフルエンサーを活用した「奄美・沖縄」誘客プロモーション
- (2) 効果的な媒体を活用した情報発信
- (3) 世界自然遺産登録5周年を契機とした「ツーリズムEXPOジャパン2026」への出展
- (4) プロモーション効果の測定・分析
- (5) 業務完了報告書の作成
- (6) 精算関係書類の提出
- (7) 企画実施体制の構築
- (8) その他業務実施にあたり大キャン及びOCVBと協議の上、業務遂行に必要とされる業務

## 4 企画提案の内容

本仕様書が規定する提案の範囲は次のとおりとする。

## ア 目的

「奄美・沖縄」の認知拡大と国内観光客の誘客のため、奄美・沖縄の4地域それぞれの魅力や特徴、自然・文化・食など、現地体験で得られる旅の高揚感や楽しみを情報発信する内容とする。発信にあたっては、世界自然遺産地域である本地域の自然の営みや地域住民への配慮、敬意等を表現した内容を含めたレスポンスブルツーリズムの考えの下で行う。

## イ ターゲット

過年度実施した調査結果より、奄美・沖縄に関心を持つ層として、50～60代の女性が多かった。また、旅行をする際の同行者として「子」が多く挙がっており、「子世代」も新たな市場としての可能性が見えてきた。そのため、母娘旅をテーマにメインターゲット層である50～60代の女性(母)に訴求する情報発信することで、サブ(潜在)ターゲット層である20～30代女性(娘)への認知拡大を図り、奄美・沖縄への誘客を目指してきた。

一方、広告効果測定の結果、若年層の方がサイト内行動の質が高く、事業目的への寄与が大きいことが確認されたことから、今年度は若年層をメインターゲットとする。

メインターゲット : 20～30代女性

サブ(潜在)ターゲット : 50～60代女性

テーマ : 母娘旅

### (1) インフルエンサーを活用した「奄美・沖縄」誘客プロモーション

#### ① インフルエンサーの選定・招聘

以下の条件でインフルエンサーを1組以上起用すること。

- ア 全国圏で活躍しており、フォロワー数が5万人以上の影響力が強いインフルエンサーであること。
- イ フォロワー属性が本事業のターゲット層と合致していること。
- ウ 旅行、自然、ライフスタイル等の分野で発信実績があること。
- エ 動画での投稿を得意としていること。
- オ 投稿を定期的に行っていること。
- カ 本事業の趣旨を理解し、世界自然遺産地域の価値を損なうことなく発信できる者であること。

#### ② 現地取材ツアーの企画・運営

投稿は、奄美・沖縄の4地域すべてを対象とし、各地域自然体験(例:トレッキング、カヤック、ナイトツアー等)、地域文化体験、食体験、環境配慮型プログラムなども取り入れること。

なお、オーバーツーリズム回避、ガイドライン遵守(自然保護)、地域事業者との連携に留意すること。

各地域2本以上、合計8本以上投稿すること。

③ コンテンツ制作・発信

媒体：SNS（Instagram、YouTube、TikTok など）

内容：写真・動画制作、短尺動画は各地域1本以上とし、ストーリーズの活用や複数回投稿の設計

条件：指定ハッシュタグの使用、二次利用可能な素材納品

④ 二次活用・広告展開

SNS 内での広告の実施

インフルエンサー自身の SNS（Instagram、YouTube、TikTok など）を用いて、各地域1本以上計4本以上の広告展開を行い、インフルエンサーの投稿に遷移させる提案をすること。

なお、Instagram 広告の場合は、

鹿児島県で運営する「南の宝箱鹿児島」

[https://www.instagram.com/kagoshima\\_takarabako/](https://www.instagram.com/kagoshima_takarabako/)

沖縄県・OCVB で運営する「おきなわ物語」

[https://www.instagram.com/okinawastory\\_ocvb/](https://www.instagram.com/okinawastory_ocvb/)

とのパートナーシップ広告とすること。

⑤ 追加提案

本仕様に定めのない内容であっても、奄美・沖縄への誘客促進に資すると判断できる追加提案があれば、積極的に提案すること。

⑥ 提案書に求める内容

事業全体コンセプト、インフルエンサー候補（具体例）、コンテンツ企画案、実施スケジュール、実施体制、類似実績など

(2) 効果的な媒体を活用した情報発信

4のイのターゲットに向けた費用対効果の高い次の媒体を用いた多角的な情報発信を根拠と共に明示すること。

媒体：GDN（Google ディスプレイ ネットワーク）及び SNS

① GDNによるサイト誘導広告

サイト

世界自然遺産 奄美・沖縄：<https://amamiokinawa.jp/>

奄美大島：<https://amamiokinawa.jp/amami/>

徳之島：<https://amamiokinawa.jp/tokunoshima/>

沖縄島北部 : <https://amamiokinawa.jp/yanbaru/>

西表島 : <https://amamiokinawa.jp/iriomote/>

② SNS等による誘導広告

誘導広告サイトは、①と同じとする。

SNS等の媒体については提案とすること。

SNSの媒体は提案に基づき、協議の上で決定することとする。

③ 広告展開は関東・関西を想定しているが、より効果的と見込める場合は他地域の提案も可とする。

④ 実施期間

効果的な期間を提案すること。

**(3) 世界自然遺産登録5周年を契機とした「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」への出展**

2021年に世界自然遺産に登録された「奄美大島、徳之島、沖縄北部及び西表島」は、2026年に登録5周年を迎える。

この節目の年に合わせて、世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を広く周知し、認知度向上および来訪意欲の喚起を図ることを目的に、旅行・観光に関する団体・企業・自治体が一堂に会する「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」に「世界自然遺産『奄美・沖縄』」ブースを出展する。

当該ブースでは、登録地の魅力を伝えるとともに、後世まで残すべき豊かな自然を守るためにこれから観光に訪れる方への意識づけや注意喚起を図ることを目的としたプロモーション、旅行商品の造成を促す商談等を実施する。

ブース（基礎小間）出展料は委託費に含まれないが、その他ブース設営及び運営にあたり発生し主催者側に支払う費用については委託費に含まれるので注意すること。

① 概要

日時：2026年9月24日(木)～9月27日(日)

9月23日(水) 会場設営（予定）

9月24日(木) 開会式、フォーラム、展示商談会、交流会など

9月25日(金) 展示商談会

9月26日(土) 一般向け展示会

9月27日(日) 一般向け展示会、撤収

場所：東京ビッグサイト

「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」

公式サイト <https://www.t-expo.jp/>

② 出展ブースについて

ア ブース名：世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」

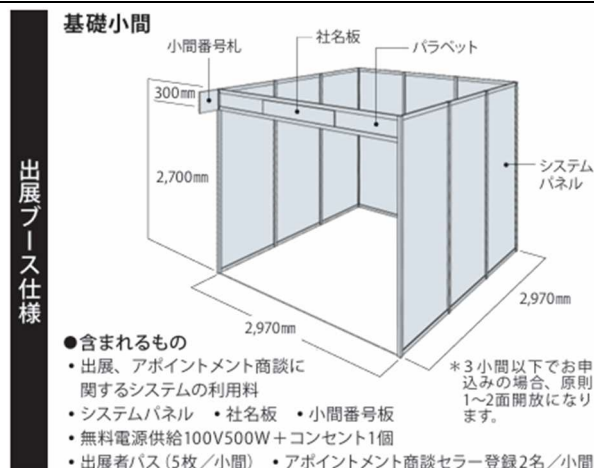
公式サイト内出展者情報

<https://www.t-expo.jp/biz/exhibit2026>

イ ブース規模

基礎小間 (W3m×D3m×H2.7m) 2小間

2小間の費用1,159,400円は大キャンで申込みし支払うため委託費に含まない。



③ 業務の内容

ア ブースへの集客に効果がある企画、運営及び演出の提案、実施

※ 運営については、ブースの設営、荷物の受入・管理、装飾工事、電源工事、撤収作業までの期間中の一連の流れを含む。

イ 主催者側との連絡調整、設備備品の申請により発生した費用の支払い。

設備備品については、提案された内容で受託者が申請手続きを行う（必要に応じて大キャンが申請）が、想定しているものは以下のとおり。（受託者からの提案により変更はありうる。）

電源工事、床工事（パンチカーペット）、商談会時の机と椅子のレンタル

※ 工事単価等については後述の⑦のアを参照のこと。

ウ 期間中（9月24日～27日）1名以上の人員配置

※ うち1名は委託側との事前打ち合わせ等に参加し、面識があるものとする。

主な業務：ブース設営から撤収作業までの管理、運営事務局側との連絡調整、パンフレット等の補充管理、荷物の受取発送、ブース来場者数の測定、アンケート、来客対応ほかを想定（⑦のアも参照のこと）

エ アンケート調査の実施

オ その他ブースの円滑な運営に必要な取組み

#### ④ 全日程の仕様及び見積の範囲

- ア 会場レイアウトの提案のほか、ブースにおいて情報発信ができるよう、パネル、ポスター及びパンフレット等の装飾・設置方法等を提案すること。  
また、QRコード等によるサイト <https://amamiokinawa.jp/>への誘導を提案すること。
- イ 世界自然遺産「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の特色を訴求できるブース構成とし、商談会及び一般来場者へのPRに必要な提案を行うこと。
- ウ イメージカラーは、青（奄美大島）、紫（徳之島）、黄（沖縄島北部）、緑（西表島）とする。
- エ モニター及び再生機を設置し、大キャンが用意するDVD等を期間中放映すること。
- オ ブース来場者数の測定を行うこと。
- カ 設営及び撤去を含む期間中の運営においては、現地の状況に合わせた臨機応変な対応とすること。
- キ 出展料※（基礎小間の費用）以外の、企画費、リース費、設営・撤去費、図面作製費、管理費、人件費（当日のブース運営に関する人件費、旅費、宿泊費を含む）、イベントを提案する場合の賞品等の買取費用、商談会用の飲料、出展に関する記録・報告書作成に関する経費など考えられる経費を計上、提案すること。  
※ 出展料（基礎小間）の支払いに関しては委託者（大キャン）が行う。  
※ 積算の際は、応募要綱7の(3)の予算見積書に留意すること。
- ク 出展に係る進捗状況を共有するため定期的なミーティングを開催すること。  
なお、日程の調整、会場手配（オンライン可）、資料作成、出席・運営、議事録作成等、ミーティングに係る業務の一切を行うこと。

#### ⑤ 商談会（2026/9/24～25）特記事項

- ア 商談会用に、長テーブル1台、椅子4脚を準備すること。
- イ 商談者に提供する飲料（ペットボトル280～500ml程度）を準備すること。  
本数は合計30～50本程度とし、沖縄県の素材を使ったお茶（さんぴん茶等）及び鹿児島県（大島地区）は、くびき茶のペットボトルをそれぞれケース（箱）の単位で用意すること。（例：沖縄県1ケース24本入り、鹿児島県1ケース12本入りがあった場合、計36本となる。）

#### ⑥ 一般日（2026/9/26～27）特記事項

- ア 来場者向けにQRコードなどによるアンケートを実施すること。
- イ 調査は、回収・集計を行い、分析結果（PDF）及びCSVデータを報告・提出すること。アンケート調査の内容は事前に大キャン及びOCVBと協議し了解を得ること。
- ウ ブース内にパンフレットやノベルティを一時的に収納できるような収納スペースを設置すること。（例えば、パンフレットスペースの下など。）

⑦ その他

ア 工事単価について

金額については、後日主催者側による説明会が予定されているが、応募要綱「4 手続き及びスケジュール」の(2)応募説明会（5月22日（金））までに示された場合は説明を行う予定

イ ブースにおける大キャン及びOCVBの業務について

会期中は、大キャン及びOCVBからスタッフが1名以上常駐する。

主な業務：ブース設営から撤収作業までの管理、運営事務局側との連絡調整、パンフレット等の補充管理、荷物の受取発送、ブース来場者数の測定、アンケート調査、来客対応、商談会対応ほかを想定

※大キャンのスタッフは、会場内別ブースのスタッフと兼任している。

ウ 本仕様書に定めのない事項等については、委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。

エ 委託費の一部については、業務委託契約書の規定の範囲内で前払いを可能とする。

⑧ 世界自然遺産登録5周年を契機とした「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」への出展にかかる費用は、委託費における予算配分の2割程度を目安とする。

5 プロモーション効果の測定

プロモーションの事業効果を把握するため、上記4の(1)、(2)及び(3)について具体的な効果測定手法を提案すること。

(1) インフルエンサーを活用した「奄美・沖縄」誘客プロモーション

ア 投稿実績

イ 情報発信に対して市場の反応等の情報収集を行うこと。

投稿へのいいね数やコメントなど

ウ 収集した情報を数値化、分析し、課題についてまとめること。

リーチ、インプレッション、エンゲージメント分析、観光誘客への寄与分析など

(2) 効果的な媒体を活用した情報発信

ア 広告の閲覧状況やWEBサイトへの誘導状況など当該業務により想定する報告内容について、報告可能な数値項目等を踏まえて提案すること。

イ 「奄美・沖縄」サイトのGA4等のデータをもとに本事業の効果検証及び分析を行うこと。

※Google Analyticsのアクセス権限を付与する。

(3) 世界自然遺産登録5周年を契機とした「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」への出展

来場者数・属性分析、SNS分析（リーチ・エンゲージメント）、アンケート調査など。

## 6 業務完了報告書の作成

- (1) 実施したプロモーションの内容やその事業効果とともに、業務全体を分析し課題について取りまとめ、報告書を作成すること。
- (2) 次年度以降の持続的な取組に繋がるような提案も記載すること。
- (3) 概要版(A4版3~4枚程度)も併せて作成すること。
- (4) 報告書を基に事業全体の報告会を実施すること。

## 7 精算関係書類の提出

業務にかかった費用内訳及びその支払を証明する証拠書類(見積書、納品書、請求書、領収書、支払証明書、自社人件費の稼働一覧・勤務表・日報等根拠資料)を提出すること。

## 8 企画実施体制の構築

### (1) 実施スケジュールの作成

より効果的なプロモーションが実施できるよう、準備期間等を設定し、スケジュール表を作成すること。

### (2) 組織体制の整備

委託業務全体を統括する担当者1名かつ業務調整担当者2名以上を配置すること。

## 9 その他業務実施にあたり大キャン及びOCVBと協議の上、業務遂行に必要とされる業務

## 10 成果物等一覧

受託事業者が提出すべき成果物等は「表1」の通りとする。

表1 成果物等一覧

項目	内容
コンテンツデータ	作成した記事、広告、映像、Webサイト等の電子データ (Photoshop、illustrator等のデザインデータ含む)
放映確認書	実施した場合の放映確認書
素材データ	本業務で撮影・使用した映像、画像等の素材 (映像素材は、PCにて再生できるDVDディスク及びデータを納品) ※動画素材は本事業終了後、大キャン及びOCVBにて加工編集が可能な素材も提出すること。
紙媒体	掲出した紙媒体(各3点)

業務完了報告書	本業務の効果を検証した紙媒体の報告書(3部)及びデータ(PDFとパワーポイント)
業務完了報告概要書	業務完了報告書をA4版4～5枚程度にまとめた概要書原本及びデータ(PDFとパワーポイント)
その他	業務実施にあたって制作した成果物(各3点) ※当該成果物の中間生成物含む

## 11 スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

成果物及び業務完了報告書の提出：令和9年2月12日(金)

## 12 契約不適合責任

受託者は、納品後から1年間、契約不適合があったときは無償で修正し、又はこれを取り換える責任を負うこと。

## 13 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物（インフルエンサー等によるSNS投稿は除く。）に関し、全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む財産権)を、鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVBに無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVBの承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVBの同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することはできない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版等は全て鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVB内での利用若しくは鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVBが観光振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。
- (4) 本業務にて作成する媒体に使用する、鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVBが著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする(写真データについては電子納品をし、鹿児島県観光サイト「かごしまの旅」及び沖縄観光情報WEBサイト「おきなわ物語」への掲載及び鹿児島県、大キャン、沖縄県、OCVBが認める他の媒体での使用が可能であること)。
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする。
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合においては、協議するものとする。

#### 14 注意事項

- (1) 提案企画の中で大キャン及びOCVBが行う業務がある場合は、企画書に明確に記載すること。
- (2) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする。
- (3) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画の内容を全て実施することを保証するものではない。
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (5) 掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正(情報内容の確認)を行い、必要に応じて大キャン及びOCVBも校正を行う。
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (7) 本仕様書に記載の業務内容は、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある

以上